草津市協働のまちづくり条例(案)

平成25年 月 日 草津市条例第 号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 各主体の役割 (第4条-第9条)
- 第3章 まちづくり協議会(第10条-第15条)
- 第4章 基礎的コミュニティ(第16条・第17条)
- 第5章 市民公益活動団体(第18条・第19条)
- 第6章 市の取組み (第20条-第24条)
- 第7章 委員会 草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会 (第25条・

第26条)

第8章 雑則(第27条第26条)

付則

草津市自治体基本条例では、わたしたちがまちづくりの主体として自らが必要と考えるまちづくりに協働して取り組むこととしています。多様化していく地域課題を解決し、住み良いまちを築いていくためには、これまで以上に、市民、まちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体、中間支援組織、市がそれぞれの責任を自覚するとともに、役割を分担しながら協働してまちづくりを行わなければなりません。

住み良いまちは、地域や世代を超え、わたしたち-人一人それぞれが互いに力を合わせ、未来へとつなげるための努力により実現できるものであり、ここに協働によるまちづくりを進めることへの決意を込め、草津市協働のまちづくり条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、協働によるまちづくりの基本原則および基本的事項を定めるとともに、市民および市の役割を明らかにし、それぞれが自主的なまちづくりを行いに取組み、および協働によるまちづくりを推進することで住み良いまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 協働 共通の目的を実現するために、市民と市民が、または市民と市が責任および役割を分担し、相互の信頼および理解のもと、互いの特性および能力を持ち寄って連携し、および協力することで、単独で取り組むよりも大きな成果が期待される取組みをいう。

- (2) 市民 市内に居住、通勤、もしくは通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいう。
- (3) まちづくり協議会 基礎的コミュニティ等を中心とし、概ね小学校区(以下「区域」という。)を範囲として設置される区域を代表する総合的な自治組織であって、 第10条第1項で認定されたものをいう。
- (4) 基礎的コミュニティ 町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された自治 組織をいう。
- (5) 市民公益活動団体 不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、 特定の課題解決に向けて自発的かつ自主的に活動を行う非営利の団体をいう。
- (6) 中間支援組織 まちづくりを活性化させるために市民および市に必要な支援を 行うとともに、市民および市民または市民および市の間に立ってまちづくりを推 進する組織をいう。

(基本原則)

- 第3条 協働によるまちづくりは、自助・共助・公助の考え方を踏まえ、次の各号に掲 げる事項を原則として推進するものとする。
 - (1) お互いを対等なパートナーとして尊重すること。
 - (2) それぞれの自主性を尊重し、および自立した関係を保つこと。
 - (3) それぞれが持つ理念および特性を理解し合うこと。
 - (4) 目的および到達点を共有すること。
 - (5) 過程および成果について、透明性を確保するため、広く情報を公開すること。
 - (6) 過程および成果について、それぞれ評価を行うこと。
 - (7) 協働の取組みを通して、共に学び、共に変わり、共に成長していく姿勢および 意識を持つこと。

第2章 各主体の役割

(市民の役割)

第4条 市民は、自らがまちづくりの主役であることを認識し、自主的なまちづくりに 取り組むとともに協働によるまちづくりを推進するよう努めるものとする。

(まちづくり協議会の役割)

- 第5条 まちづくり協議会は、<mark>区域地域住民</mark>の意見および要望を把握し、課題解決に向けて、計画的なまちづくりに取り組むものとする。
- 2 まちづくり協議会は、市、市民公益活動団体等と連携し、および協力するよう努めるものとする。

(基礎的コミュニティの役割)

- 第6条 基礎的コミュニティは、地域の 絆 を深め、身近な地域の課題を解決するよう 努めるものとする。
- 2 基礎的コミュニティは、自ら行う活動に関し、地域住民の理解を得るよう努めると

ともに、参加の機会を確保するものとする。

(市民公益活動団体の役割)

- 第7条 市民公益活動団体は、自ら行う活動の社会的意義を自覚し、その専門性、柔軟 性等を生かし、まちづくりに取り組むものとする。
- 2 市民公益活動団体は、広く情報を発信し、活動への理解および参加が得られるよう 努めるものとする。
- 3 市民公益活動団体は、市、まちづくり協議会等と連携し、および協力するよう努めるものとする。

(中間支援組織の役割)

- 第8条 中間支援組織は、まちづくりに関する相談を行うとともに、情報提供、人材育成等自主的なまちづくりに関する支援および協働によるまちづくりの推進に必要な 多様な主体間における調整に努めるものとする。
- 2 中間支援組織は、自らの機能を高めるため、中間支援組織相互の情報を共有し、ならびに連携し、および協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

- 第9条 市は、市民が取り組む自主的なまちづくりを尊重するとともに、協働によるま ちづくりを推進するものとする。
- 2 市は、協働によるまちづくりを推進するために必要な環境整備に努めるものとする。
- 3 市は、まちづくり協議会、市民公益活動団体等と連携し、および協力するよう努めるものとする。
- 4 市は、市民に対し、市の事業への参加の機会を提供するため、積極的に情報提供を 行うよう努めるものとする。

第3章 まちづくり協議会

(認定要件)

- 第10条 市長は、次の各号のいずれにも該当するものをその区域を代表するまちづく り協議会として認定することができる。
 - (1) 地域住民で構成され、かつ、区域内で活動する個人および団体にも参加の機会を保障していること。
 - (2) 区域の課題を解決することを基本とした地域住民主体の組織であること。
 - (3) 透明性が確保され、かつ、民主的な運営を行う組織であること。
 - (4) 市のパートナーとして協働によるまちづくりを推進する組織であること。
 - (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを目的としないこと
 - (6) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的としないこと。
 - (7) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、また

はこれらに反対することを目的とする活動をしないこと。

- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を満たしていること。
- 2 前項の認定は、各区域につき一団体に限り行う。 (認定の申請)
- 第11条 前条第1項の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより市長 に申請しなければならない。

(認定の取消し)

第12条 市長は、まちづくり協議会が第10条第1項各号のいずれかを満たさなくなったときは、認定の取消しを行うことができる。

(まちづくり協議会の活動の推進)

- 第13条 市は、まちづくり協議会の活動の推進に関する施策を総合的に実施するものとする。
- 2 市は、まちづくり協議会に対し、活動場所の提供その他の人的・技術的・財政的支援を必要に応じ行うよう努めるものとする。技術的援助その他の必要な支援を行い、 またはその活動に要する費用に充てるための資金を交付するよう努めるものとする。
- 3 市は、第1項の規定による施策を実施する場合は、まちづくり協議会の自主性および自立性を尊重するものとする。

(個人情報の提供)

- 第14条 市は、防災、防犯、福祉等の分野において協働によるまちづくりの推進に必要と認める場合、草津市個人情報保護条例(平成18年草津市条例第1号)に規定するところにより、まちづくり協議会に対し、個人情報を提供することができるものとする。ただし、個人情報を提供する際は、個人の権利利益の保護等その権利が侵害されることのないよう十分に配慮しなければならない。
- 2 個人情報の提供を受けたまちづくり協議会は、提供された目的以外で個人情報を利用してはならない。
- 3 提供を受けた情報を管理する者は、知り得た個人情報を漏洩することがないよう、 適切に管理しなければならない。
- 4 提供を受けた情報を管理する者および閲覧する者は、知り得た個人情報を漏洩して はならない。その職を退いた後も同様とする。

草津市個人情報保護条例(平成18年草津市条例第1号)第2条第2号の実施機関(以下「実施機関」という。)は保有個人情報のまちづくり協議会への提供については、草津市個人情報保護条例第10条第1項第8号中「公益上特に必要があり」とあるのは、「防災、福祉等の分野において協働によるまちづくりの推進に必要があり」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えて適用する草津市個人情報保護条例第10条第1項 第8号の規定のよる個人情報の提供は、規則で定めるところにより調製する名簿 (以下「名簿」という。) により行うものとする。

- 3 第1項の規定により読み替えて適用する草津市個人情報保護条例第10条第1 項第8号の規定のより個人情報の提供を受けるまちづくり協議会は、規則で定める ところにより、市長に対し、提供を受けた情報を管理する者(以下「名簿管理者」 という。)およびその名簿を閲覧する者(以下「名簿閲覧者」という。)を届け出な ければならない。
- 4 名簿管理者は、個人情報の提供を受けた目的の範囲内で、名簿閲覧者に対し、その管理する名簿を閲覧させることができる。
- 5 第1項の規定により読み替えて適用する草津市個人情報保護条例第10条第1 項第8号の規定のより個人情報の提供を受けたまちづくり協議会は、当該提供を受けた情報の漏洩、滅失またはき損の防止その他の提供を受けた情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 6 名簿管理者、名簿閲覧者および提供を受けた個人情報に基づき活動を行う者(以下「名簿管理者等」という。)は、提供を受けた目的以外の目的のために情報を管理し、閲覧し、または取り扱う情報を自ら利用し、または提供してはならない。
- 7 名簿管理者等は、提供を受けた個人情報により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(地域まちづくり計画の策定および公表)

- 第15条 まちづくり協議会は、自分たちの住む区域を住み良いまちとするために、目指す将来像を掲げるとともに、それを実現するため解決すべき課題およびその解決方法を示した計画(以下「地域まちづくり計画」という。)を策定し、または変更したときは、公表するものとする。
- 2 地域住民は、前項の地域まちづくり計画に基づいたまちづくりに取り組むよう努めるものとする。
- 3 市は、地域まちづくり計画および前項に規定する取り組みを尊重するものとする。 第4章 基礎的コミュニティ

(基礎的コミュニティへの参加促進)

- 第16条 地域住民は、基礎的コミュニティの活動への理解を深め、その活動に積極的に参加し、または協力するよう努めるものとする。
- 2 地域住民は、自らが基礎的コミュニティの担い手であることを認識し、これを守り 育てるよう努めるものとする。

(基礎的コミュニティの活性化)

- 第17条 市は、基礎的コミュニティを活性化するため運営に対する支援その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。技術的援助その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 2 市は、前項に規定する必要な支援を行う場合は、基礎的コミュニティの自主性およ

び自立性を尊重するものする。

第5章 市民公益活動団体

(市民公益活動の推進)

第18条 市民は、市民公益活動が推進されるよう、市民公益活動団体の果たす社会的 役割および意義を理解するよう努めるものとする。

(市民公益活動団体の活性化)

- 第19条 市は、市民公益活動団体の活性化に関する施策を総合的に実施するものとする。
- 2 市は、前項の規定による施策を実施する場合は、市民公益活動団体の自主性および 自立性を尊重するものとする。

第6章 市の取組み

(協働事業の推進)

- 第20条 市は、まちづくり協議会および市民公益活動団体等との協働事業を積極的に 推進するものとする。
- 2 市は、協働事業を積極的に推進するため、必要に応じ財政上の措置を講ずるよう努 めるものとする。

(推進計画の策定)

第21条 市は、まちづくり協議会、市民公益活動団体等との協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、推進計画を定めるものとする。

(推進体制の整備)

第22条 市は、組織内の連携を図り、組織全体で協働によるまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

(人材育成)

- 第23条 市は、市職員に対し、協働によるまちづくりに関する多様な研修を実施し、 その必要性を認識させるように努め、市民との信頼関係の構築を図るよう努めるもの とする。
- 2 市は、市職員が地域社会の課題を把握し、自らの資質向上を図るため、積極的にま ちづくりに取り組むよう促すとともに、そのために必要な環境整備に努めるものとす る。

(中間支援組織との連携および協力)

第24条 市は、中間支援組織と連携し、および協力するよう努めるものとする。

第7章 委員会 草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会

(委員会への諮問)

- 第25条 市長は、必要に応じ、次に掲げる事項について草津市協働のまちづくり・市 民参加推進評価委員会(以下「委員会」という。)の意見を聞くことができる。
 - (1) 推進計画に関することの策定および評価

- (2) 協働によるまちづくりに係る施策の推進および評価に関すること
- (3) 協働事業等の評価に関すること
- (4) 基礎的コミュニティ活動及び市民公益活動への参加促進に係る施策に関すること
- (5) その他協働によるまちづくりに必要と認められること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協働によるまちづくりの推進に関する事項
- 2 委員会は、協働によるまちづくりの推進に係る事項について、市長に意見を述べる

ことができる。

(意見)

第26条 委員会は、前条各号に定める事項について、市長に意見を述べることができる。

第8章 雑則

(委任)

第2 $\frac{7}{6}$ 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(草津市市民参加条例の一部改正)

第2条 草津市市民参加条例 (平成24年草津市条例第21号) の一部を次のように改正する。

目次中「草津市市民参加推進評価委員会」を「委員会」に改める。

第12条の見出しを「(委員会への諮問)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「推進評価委員会」を「草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会(以下「委員会」という。)」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「推進評価委員会」を「委員会」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項および第5項を削る。

第13条中「推進評価委員会」を「委員会」に改める。

(草津市附属機関設置条例の一部改正)

第3条 草津市附属機関設置条例(平成25年草津市条例第3号)の一部を次のように 改正する。

別表第1中

Γ

草津市協働のま 協働のまちづくりを推進するための基本理 ちづくり条例検 念、協働のルール等を示す草津市協働のまち

討委員会	づくり条例案に規定すべき事項についての調
	査審議に関する事務

」を

<mark>民参加</mark>のまちづ くり・市民参加 推進評価委員会

Γ

草津市協働 • 市 協働 および市民参加によるまちづくり <mark>および</mark> 市民参加の推進に関し必要な事項についての 調査審議に関する事務

」に改める。